

岩手県告示第29号

屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）第27条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和7年1月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時 令和7年2月27日午前10時から午後4時10分まで及び同月28日午前10時から午後4時30分まで（2日間）

(2) 場所 都南公民館1階 小ホール

2 受講手続 受講申請書及び添付書類を令和7年1月17日から同年2月19日までに岩手県屋外広告美術業協同組合に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県屋外広告美術業協同組合又は岩手県県土整備部都市計画課に問い合わせること。